

住宅都市局業務委託検査要綱

(趣旨)

第1条 住宅都市局において施行する業務委託の検査については、法令、条例、規則及びその他の規程等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところにより検査の円滑かつ適正な執行を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）及び住宅都市局業務委託実施要綱（以下「業務委託実施要綱」という。）の例による。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 完了検査 業務委託が完了したときに行う。
- (2) 指定部分完了検査 指定部分の業務委託が完了したときに行う。
- (3) 部分使用検査 業務委託目的物の全部又は一部について引渡し前に使用するときに行う。
- (4) 出来高検査 業務委託の出来高部分について、部分払をするときに行う。
- (5) 出来高精算検査 業務委託の契約を解除しようとするときに行う。

2 前項に定めるもののほか、業務委託の実施過程において執行状況の適正を確認するために、中間検査を行うことができる。

(検査員の指定)

第4条 検査員の指定は、住宅都市局監督員検査員指定要綱による。

(検査の基本)

第5条 検査は、当該業務委託の出来高を対象とし、設計図書等に基づき業務の目的又は性質に応じて実施状況、出来形及び品質等について確認し、可否の判定を行うものとする。

(検査の手続)

第6条 担当監督員は、業務委託実施要綱第16条第1項の規定による業務完了届又は業務委託実施要綱第17条の規定による指定部分業務完了届を受理したときは、すみやかに関係書類を添え検査に付するものとする。

- 2 担当監督員は、出来高報告書（第22号様式）を受理したときは、すみやかに内容を精査し、出来高査定のもの関係書類を添え検査に付するものとする。
- 3 担当監督員は、施行中の業務委託で契約を解除しようとするときは、直ちに出来高部分を調査し、出来高精算調書（第23-2号様式）を作成のうえ関係書類を添え検査に付するものとする。

(検査の時期)

第7条 完了検査(指定部分完了を含む)は、業務完了届を受理した日から起算して10日以内に行わなければならない。

- 2 出来高検査は、出来高調書を受理した日から起算して10日以内に行わなければならない。
- 3 前各項以外の検査は、必要なときに行うものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査を行うときは、担当監督員又は主任監督員、及び管理技術者等を立会わせるものとする。ただし、契約の目的又は性質により立会いの必要がないと認められるときは、この限りではない。

(検査結果の処理)

第9条 検査員は、名古屋市契約規則第50条第1項に基づく検査（第3条第1項第3号及び同条第2項の規定による検査を除く。以下本条において同じ。）を終了したときは検査調書（第29号様式）を作成するものとする。

- 2 総括監督員は、検査結果で合格を確認したときは、受注者に対し業務委託実施要綱第16条から第19条までの規定による業務完了確認通知書を交付しなければならない。ただし、受注者が書面を必要としない場合には、口頭による通知にかえることができる。

- 3 検査員は検査の結果、補正を要する事項があつて不合格を確認したときは、受注者に対し業務委託実施要綱第16条から第19条までの規定による検査結果通知書を交付し、完全履行を要求しなければならない。
- 4 検査員は、補正を要する事項が軽微であると認めた場合は、前項の規定にかかわらず検査の際に検査指示書（第30号様式）により補正の指示を行うことができる。
- 5 主任監督員又は担当監督員は、前項の補正の指示を受けたときは、直ちに受注者に対して必要な措置をとらせ、その完了を検査員に報告するものとする。
- 6 検査員は第3項の規定により受注者が完全履行をした場合にあっては、再検査を行うものとする。この場合においては第6条及び前各項の規定を準用する。

（成績評定）

第10条 監督員及び検査員は、別に定める住宅都市局業務委託成績評定要領に基づき、成績評定を行わなければならない。

附 則

1. この要綱は平成15年4月1日から施行する。
2. 建築局業務委託検査要綱（平成6年5月1日施行）は廃止する。

附 則

1. この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は令和2年12月1日から施行する。